

## 第2節 海洋安全保障の確保

国家防衛戦略は、海洋国家であるわが国にとって、自由で開かれた海洋秩序を強化し、航行・飛行の自由や安全を確保することは、わが国の平和と安全にとって必要不可欠であるとしている。

このため、防衛省・自衛隊は、インド太平洋地域の沿岸国と共に、自由で開かれたインド太平洋 (FOIP) の実現のため、海洋安全保障に関する協力を推進している。

Free and Open Indo-Pacific

また、シーレーンの安定的利用を確保するため、関係機関との協力・連携のもと、海賊対処や日本関係船舶の安全確保に必要な取組を実施している。

**参照** 1章2節2項 (中東地域における日本関係船舶の安全確保のための情報収集)、I部4章5節 (海洋をめぐる動向)

### 1 海洋安全保障の確保に向けた取組

#### (1) 政府としての基本的考え方

国家安全保障戦略において、わが国は海洋国家として、同盟国・同志国などと連携し、航行・飛行の自由や安全の確保、法の支配を含む普遍的価値に基づく国際的な海洋秩序の維持・発展に向けた取組を進めることとしている。具体的には、海洋状況監視、共同訓練・演習、海外における寄港などの推進、海賊対処や情報収集活動の実施を明記している。

さらに、南シナ海などにおける航行および上空飛行の自由の確保、国際法に基づく紛争の平和的解決の推進、シーレーン沿岸国との関係強化、北極海航路の利活用、ジブチにおける拠点の活用などについて取り組むこととしている。

2023年4月に閣議決定された第4期海洋基本計画<sup>1</sup>においては、引き続き海洋の安全保障の観点から海洋政策を幅広く捉え、「総合的な海洋の安全保障」のための取組を政府一体となって進めることとされた。そのため、わが国自身の努力を主とする「わが国の領海などにおける国益の確保」や同盟国・同志国などとの連携強化を通じた、「国際的な海洋秩序の維持・発展」のために必要な施策を推進することとしている。

なお、中国とASEANが策定に向け協議を続けている南シナ海行動規範 (COC) Code of Conduct in the South China Sea に対し、わが国としては、COCが実効的かつ実質的で国連海洋法条約をはじめとする国際法に合致し、南シナ海を利用する全てのステークホルダーの正当な権利と利益を尊重するものとなるべきとの立場を表明している。

#### (2) 防衛省・自衛隊の取組

防衛省・自衛隊は、シーレーンの安定的利用を確保するための海賊対処行動、中東地域における日本関係船舶の安全確保に必要な情報収集活動などを行っている。また、国際的な海洋秩序の強化や航行の自由の重要性について、防衛省・自衛隊としても機会を捉えて国際社会に呼びかけており、人類の繁栄に不可欠な海においても「法の支配」を徹底することを一貫して訴えている。特に、東シナ海および南シナ海において、力による一方的な現状変更やその試みが継続していることを指摘し、南シナ海においても、全ての当事者が、国連海洋法条約をはじめとする国際法に基づき、紛争の平和的解決に向け努力することの重要性について強調している。

## 2 海賊対処への取組

### 1 海賊対処の意義

海賊行為は、海上における公共の安全と秩序の維持に

対する重大な脅威である。特に、海洋国家として国家の生存と繁栄の基盤である資源や食料の多くを海上輸送に依存しているわが国にとっては、看過できない問題であ

<sup>1</sup> 海洋における施策を総合的かつ計画的に推進するために政府が策定するもので、おおむね5年おきに見直しが行われる。

る。わが国は、海賊行為に対し、第一義的には警察機関である海上保安庁が対処し、海上保安庁では対処できない、または著しく困難と認められる場合には、自衛隊が対処することとしている。

ソマリア沖・アデン湾は、わが国および国際社会にとって、欧州や中東から東アジアを結ぶ極めて重要な海上交通路にあたる。同海域において、人質の抑留による身代金獲得などを目的に、機関銃やロケット・ランチャーなどで武装した海賊事案が多発・急増したことから、2008年に国連安保理決議1816が採択された。以後、追加採択された関連決議により、各国は同海域における海賊行為を抑止するための行動、特に軍艦、軍用機の派遣を要請され、これまでに、わが国や米国などを含む約30か国がソマリア沖・アデン湾に軍艦などを派遣している。

海賊対処のための取組としては、多国籍部隊の第151連合任務群、同じく海賊対処を担うEU海上部隊(EUNAVFOR)と連携し、作戦地域の沿岸国領域外において海賊対処にあたっている。

こうした国際社会の取組が功を奏し、ソマリア沖・アデン湾における海賊事案の発生件数は低い水準で推移していたものの、2023年11月には、2017年以来となる商船(セントラルパーク)の乗取り事案が発生した。2024年に入ってから海賊の活動は活発化しており、依然予断を許さない状況となっている。また、ソマリア自身の海賊取締能力もいまだ不十分である現状を踏まれば、国際社会がこれまでの取組を弱めた場合、状況は容易に逆転するおそれがある。

**□ 参照** 図表Ⅲ-3-2-1(ソマリア沖・アデン湾およびその周辺における海賊等事案の発生状況(未遂を含む))、I部3章10節1項4(2)(湾岸地域の海洋安全保障)、I部4章5節2項(海洋安全保障をめぐる各国の取組)

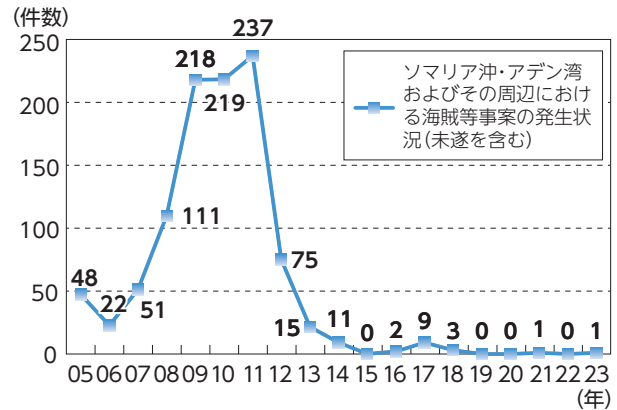
## 2 わが国の取組

### (1) 海賊対処行動のための法整備

2009年、ソマリア沖・アデン湾においてわが国関係

図表Ⅲ-3-2-1

ソマリア沖・アデン湾およびその周辺における海賊等事案の発生状況(未遂を含む)



(注) 資料は、国際商業会議所(ICC)国際海事局(IMB)のレポートによる。

船舶を海賊行為から防護するため、海上警備行動が発令された。これを受けて、護衛艦2隻<sup>2</sup>がわが国関係船舶の直接護衛を開始し、P-3C哨戒機2機<sup>3</sup>も同年、警戒監視などを開始した。

さらに、同年、海賊対処法<sup>4</sup>が施行され、全ての国の船舶を海賊行為から防護できるようになったほか、民間船舶に接近するなどの海賊行為を行っている船舶の進行を停止するため、他の手段がない場合、合理的に必要な限度において武器の使用が可能となった。

**□ 参照** 資料10(自衛隊の主な行動の要件(国会承認含む)と武器使用権限など)

### (2) 自衛隊の活動

#### ア 派遣海賊対処行動水上部隊などの部隊派遣

防衛省・自衛隊は、派遣海賊対処行動水上部隊、派遣海賊対処行動航空隊、派遣海賊対処行動支援隊を派遣し、現地における活動を実施している。

派遣海賊対処行動水上部隊は、護衛艦(1隻派遣)により、アデン湾を往復しながら民間船舶を直接護衛するエスコート方式と、状況に応じて割り当てられたアデン湾内の特定の区域で警戒にあたるゾーンディフェンス方式により、航行する船舶の安全確保に努めている。護衛艦には海上保安官も同乗<sup>5</sup>している。

派遣海賊対処行動航空隊は、P-3C哨戒機(1機派遣)

<sup>2</sup> 2016年12月以降、1隻に変更。

<sup>3</sup> 2023年12月以降、1機に変更。

<sup>4</sup> 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律

<sup>5</sup> 海自護衛艦に海上保安官8名が同乗し、必要に応じて海賊の逮捕、取調べなどの司法警察活動を行っている。



アデン湾で船舶の直接護衛をする護衛艦「いかづち」(2023年11月)

により海賊行為への対処を行っている。第151連合任務群司令部との調整により決定した飛行区域において、同部隊は警戒監視にあたり、不審な船舶の確認と同時に、海自護衛艦、他国艦艇および民間船舶に情報を提供し、求めがあればただちに周囲の安全を確認するなどの対応をとっている。収集した情報は、常時、関係機関などと共有され、海賊行為の抑止や海賊船と疑われる船舶の武装解除といった成果に大きく寄与している。

派遣海賊対処行動支援隊は、派遣海賊対処行動航空隊を効率的かつ効果的に運用するために、ジブチ国際空港北西地区に整備された活動拠点において、警備や拠点の維持管理などを実施している。

また、これらの部隊に必要な物資などの航空輸送を実施するため、必要に応じ空輸隊などを編成し、空自輸送機を運航している。

なお、海賊対処のため運営されているジブチの自衛隊活動拠点については、国家安全保障戦略などにおいて、ジブチ政府の理解を得つつ、在外邦人等の保護にあたっても活用していくこととされた。2023年12月には、「中東・アフリカ地域における在外邦人等の安全確保等に関

する政府の取組」について閣議決定され、現地の海賊対処部隊には、装備品などの集積・管理など、在外邦人等の保護および輸送の可能性を見据えた臨時の態勢整備の任務が新たに追加された。

**参照** 1章7節2項(在外邦人等の保護措置および輸送への対応)

## イ 第151連合任務群司令部などへの要員派遣

海賊対処を行う各国部隊との連携強化や自衛隊の海賊対処行動の実効性向上を図るため、2014年8月以降、第151連合任務群および連合海上部隊の各司令部に司令部要員を派遣している。このうち、2015年には、自衛隊から初めて第151連合任務部隊司令官を派遣し、その後、2017年、2018年、2020年にもそれぞれ派遣した。

## ウ 活動実績

水上部隊が護衛した船舶は、2024年3月31日現在で4,076隻(海上警備行動に基づく護衛実績である121隻を含む。)である。また、航空隊は、アデン湾における各国の警戒監視活動の大部分を担っており、同日現在で飛行回数3,267回、延べ飛行時間約23,360時間、船舶や海賊対処に取り組む諸外国への情報提供16,299回の活動を行っている。

2023年11月、イギリスの会社が運航するリベリア船舶タンカー「セントラルパーク」がアデン湾において何者かに乗っ取られたとの情報を受け、海賊対処部隊の海自P-3C哨戒機と護衛艦「あけぼの」を現場に急行させた。対処部隊は、警戒監視・情報収集を行いつつ、第151連合任務群に対し、現場で得た情報を迅速に提供するなどの対応を実施した。

**参照** 図表Ⅲ-3-2-2(派遣部隊の編成・自衛隊による海賊対処のための活動(イメージ))、I部4章5節2項(2)(海賊)



資料：海賊対処への取組

URL：<https://www.mod.go.jp/js/activity/overseas.html>



動画：海賊から海を守れ

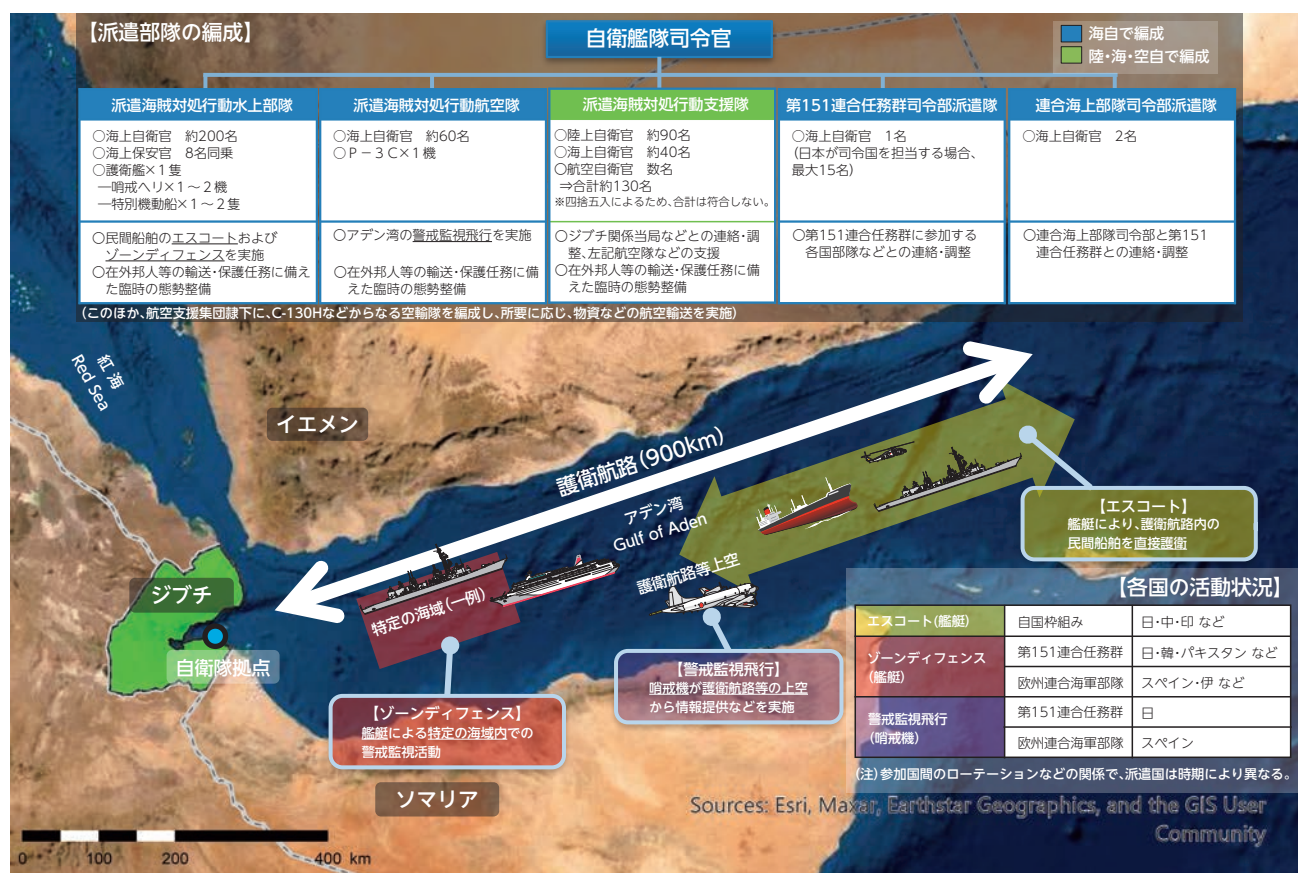
URL：[https://www.youtube.com/watch?v=9-VIPG\\_jsMc](https://www.youtube.com/watch?v=9-VIPG_jsMc)



動画：ソマリア沖・アデン湾における海賊対処行動

URL：<https://www.youtube.com/watch?v=0GvdTkufJwU&feature=youtu.be>

図表Ⅲ-3-2-2 派遣部隊の編成・自衛隊による海賊対処のための活動（イメージ）



### (3) 中東情勢の緊迫化と自衛隊の対応

2023年10月のイスラエル・パレスチナ武装勢力間の衝突により、中東情勢が緊迫するなか、パレスチナとの連帯を掲げるイエメンの反政府武装勢力ホーシー派が、紅海およびアデン湾において、民間商船などへの攻撃を繰り返しており、民間人の死傷者も発生している。同年11月には、日本郵船が運航する船舶が拿捕される事象<sup>6</sup>が生じた。また、同月、アデン湾において「セントラルパーク」が一時的に乗っ取られた事案発生時に、イエメンのホーシー派が支配する地域からアデン湾に向けて、少なくとも1発の弾道ミサイルが発射された<sup>7</sup>。

こうしたなか、防衛省・自衛隊は、部隊の安全に万全を期しつつ、引き続きソマリア沖・アデン湾における海賊対処行動を適切に実施し、諸外国の部隊を含む国際社

会と緊密に連携して、中東地域のシーレーンの安定的な利用の確保を図っていく。

【参考】 I 部3章10節1項（中東）、I 部4章5節2項（1）（中東地域における海洋安全保障）

## 3 わが国の取組への評価

自衛隊による海賊対処行動は、各国首脳などから感謝の意が表されるほか、累次の国連安保理決議でも歓迎されるなど、国際社会から高く評価されている。また、ソマリア沖・アデン湾における海賊対処に従事する現場の海自護衛艦に対し、護衛を受けた船舶の船長や船主の方々から、安心してアデン湾を航行できた旨の感謝や、引き続き護衛をお願いしたい旨のメッセージが多数寄せ

<sup>6</sup> 拿捕された「ギャラフシー・リーダー」は、日本郵船が運航するイギリス企業所有バハマ籍自動車運搬船であり、日本人の船員は含まれていない。ホーシー派は、同船舶がイスラエルの船であるとして拿捕の正当性を主張しており、国土交通省、外務省など関係省庁が関係国と連携しながら同船舶および船員の早期解放のため取り組んでいる。2024年1月、わが国が米国とともに提案した、紅海上の船舶に対するホーシー派の攻撃を非難する国連安保理決議第2722号が採択された。

<sup>7</sup> 発射された弾道ミサイルは、「セントラルパーク」および対応にあたった米艦艇、護衛艦「あけぼの」から約10海里以上離れた周辺海域に着弾し、被害はなかった。

られている。加えて、一般社団法人日本船主協会などからも日本関連船舶の護衛に対する感謝の意とともに、引

き続き海賊対処に万全を期して欲しい旨、継続的に要請を受けている。

### 3 海洋安全保障にかかる協力

第4期海洋基本計画では、「自由で開かれた海洋」の維持・発展に向け、防衛当局間における二国間・多国間の様々なレベルの安全保障対話・防衛交流を活用し、各国との海洋安全保障に関する協力を強化することとされている。

これを受け、防衛省・自衛隊は、ADMMプラスやARF海洋安全保障会期間会合（ISM-MS）<sup>Inter Sessional Meeting on Maritime Security</sup>といった地域の安全保障対話の枠組みにおいて、海洋安全保障のための協力に取り組んでおり、2024年から2027年までの間、フィリピンとともに、ADMMプラス海洋安全保障専門家会合の共同議長を務める。

また、インド太平洋地域沿岸国に対し、海洋安全保障にかかる能力構築支援を行っており<sup>8</sup>、沿岸国の海洋状況把握（MDA）<sup>Maritime Domain Awareness</sup>能力の向上を支援するほか、同盟国・同志国などと海洋安全保障にかかる協力を強化している。

海自は、インド太平洋地域の各国海軍などと連携しつつ、同地域沿岸国の海軍、警察機関などと海洋安全保障にかかる訓練を実施している。特に、太平洋島嶼国は、違法・無報告・無規制（IUU）<sup>Illegal, Unreported, Unregulated</sup>漁業<sup>9</sup>、海上における犯罪などのため、海洋安全保障能力の強化が急務であることから、海自インド太平洋方面派遣（IPD23）<sup>Indo-Pacific Deployment</sup>部隊は、一部の訓練で海上保安庁、米国、オーストラリアと連携しつつ、キリバス、パラオ、ソロモン諸島、トンガ<sup>10</sup>において海洋安全保障にかかる訓練を実施した。

派遣海賊対処行動水上部隊および航空隊は、海賊対処任務に加え、ジブチに所在する他国軍との防衛交流を推進しており、中東地域沿岸国港湾への寄港や、ソマリア沖・アデン湾などにおいて、戦術技量の向上、各国軍との連携強化を目的に、EU海上部隊など<sup>11</sup>と共同訓練を実施している。

こうした防衛交流・協力を通じたインド太平洋地域沿岸国との連携強化は、海洋安全保障の維持に寄与するものであり、大きな意義がある。

**参照** 1節2項10（3）（各軍種の取組）、1節4項3（関係各国との連携）、資料58（多国間共同訓練の参加など（2020年度以降））



わが国が供与したパラオ海上保安局巡視船（ケダム）との訓練（2023年7月）

- 8 これまで、インドネシア、ベトナム、フィリピン、タイ、ミャンマー、マレーシア、ブルネイ、スリランカに対し、海洋安全保障に関する能力構築支援の取組を行った実績がある。
- 9 無許可操業、無報告または虚偽報告された操業、無国籍の漁船、地域漁業管理機関非加盟国の漁船による違反操業など、各国の国内法や国際的な操業ルールに従わない漁業活動であり、水産資源の持続可能な利用に対する深刻な脅威、かつ、食料安全保障にも直結する。
- 10 IPD23部隊は、パラオにおいて、わが国が供与したパラオ海上保安局巡視船（ケダム）と訓練を実施した。キリバスでは、海上保安庁、オーストラリア海軍サービスアドバイザーと連携し、キリバス共和国警察と訓練を実施した。トンガでは、米海軍主催パシフィックパートナーシップ2023の一環として、トンガの海洋安全保障能力の強化に寄与するため、米国沿岸警備隊のIUU漁業取締関連アドバイザーとともに、トンガ王国海軍の立入検査部隊と立入検査訓練などを実施した。
- 11 派遣海賊対処行動水上部隊は、2023年7月にEU海上部隊（スペイン海軍）と、同年9月にEU海上部隊（イタリア海軍）と、同年10月にEU海上部隊（スペイン海軍）と、2024年1月にフランス海軍とそれぞれ海賊対処共同訓練を実施した。